

愛知県固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）

第1 趣旨

この要領は、愛知県財務諸表作成基準に基づき、貸借対照表に計上する固定資産（事業用資産及びインフラ資産等）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 資産区分

- 1 この要領で規定する資産の範囲は、次表のとおりとする。

事業用資産	インフラ資産
有形固定資産	有形固定資産
土地	土地
建物	建物
工作物	工作物
立竹木	建設仮勘定
船舶	無形固定資産
浮標等	地上権
航空機	無形固定資産仮勘定
リース資産	その他無形固定資産
建設仮勘定	投資その他の資産
無形固定資産	その他債権等（信託受益権）
地上権	
特許権	
ソフトウェア	
無形固定資産仮勘定	
その他無形固定資産	

2 主な資産区分の説明

(1) 資産

過去の取引又は事象の結果として愛知県が支配する資源（県所有の資産ではないが、その取得から維持管理までを通常の県資産と同様に行っている資産を含むものとする。）であって、それにより愛知県のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。

(2) 本資産

建設仮勘定及び無形固定資産仮勘定（以下これらを「仮勘定」という。）以外の資産をいう。土地及び権利については取得したもの、それ以外の建物や工作物等については事業に供する状態で取得したものとする。なお、ここでいう取得とは、納品検査や完了検査等を経て愛知県が引渡しを受けること等をいう。

(3) 仮勘定

本資産を取得するまでに要した支出を資産として計上するための勘定科目をいう。取得する本資産が有形固定資産の場合は建設仮勘定として、無形固定資産の場合は無形固定資産仮勘定として計上する。

(4) 事業用資産

地方自治法第 238 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定める公有財産のうち、インフラ資産に属するも

のを除いたものに、リース資産及びソフトウェアを加えたものという。なお、仮勘定を含む。

(5) インフラ資産

住民の社会生活の基盤となり、道路や橋梁、河川など、必要不可欠なネットワーク構成から成り立つもので、代替的利用ができない、移動させることできない、処分に関して制約を受ける等の特質をもつ公共施設をいう。ただし、施設構成に必要な無形固定資産を含める。なお、仮勘定を含む。

(6) 有形固定資産

固定資産のうち、物理的な形状をもった有体物をいう。

(7) 無形固定資産

固定資産のうち、有体物としての実体がないものをいう。

(8) 建物

土地に定着する屋根及び柱若しくは壁を有している建築物で、建築物と一体となって機能を発揮する照明装置、給水施設、排水施設、冷暖房装置、昇降機等の建物附属設備を含む。

(9) 工作物

建物以外の土地に定着する人工物をいう。

(10) 立竹木

集団樹木のうち、林齢が管理され、かつ市場性をもつスギ及びヒノキをいう。

(11) 船舶

船舶法の定める船舶登記ができる総トン数 20 トン以上のものをいう。なお、総トン数 20 トン未満かつ取得金額が 100 万円以上のものは重要物品となる。

(12) 浮標等

浮標、浮桟橋及び浮ドックをいう。

(13) リース資産

リース取引のうち、契約期間中途において契約を解除できず、リース期間終了後又はリース期間中途でリース資産の所有権が借り手に移転する等、その取引の実態が財産の買入れと同様の効果をもたらす所有権移転ファイナンス・リース取引で借り受けるものをいう。

(14) ソフトウェア

業務の効率化を図るために、委託料にて開発・購入した取得価額が 100 万円以上のものをいう。ただし、基本設計等のみの支出額が 100 万円未満であっても、システム完成までに 100 万円以上の支出が見込まれるものについては対象とする。なお、物品として登録されるもの、ハードの制御装置等として建物や工作物と一体的に機能するもの及び研究開発用のものは除く。

(15) その他無形固定資産

地役権、鉱業権、温泉権、意匠権、商標権、育成者権等をいう。

第3 資産の管理単位

別紙1のとおりとする。

第4 資産評価の考え方

1 資産の評価基準

取得原価主義とする。取得原価主義とは、その資産の取得のために支払った金額（取得価額）を基礎として貸借対照表に計上し、評価替えは行わないとする方法である。

ただし、立竹木については経過年数とともに価値が高まっていく資産であるため、評価替えを行うこととする。

なお、本要領制定時における資産評価は、公正価値評価により行う。公正価値評価とは、現時点で再度その資産を取得した場合に要する金額を基に評価する方法である。

2 無償にて取得した資産の取扱い

次により算出した時価見積額を取得価額として計上する。

(1) 土地については、近傍類似地の取引事例価格、地価公示価格、地価調査基準地価格等を参考にして算出した寄付受納時の時価見積額

(2) その他の資産については、工事費等から経過年数分の減価償却累計額を差し引いた時価見積額又は寄付受納時の時価見積額

3 その他債権等（信託受益権）は、1に準じて資産評価する。

第5 資産計上における取り決め

1 資産計上すべき支出

第3の最小単位で管理する資産（以下「単位資産」という。）に着目し、以下の場合において要した支出を資産計上する。

(1) 単位資産を取得（交換等による取替を含む。）したとき。

(2) 単位資産に対して機能の向上等の資産価値を高めたとき。

(3) (1)及び(2)における取得価額は、取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その資産を取得するために要した付随的支出（付随費用）も含めることとする。

(4) リース資産については、リース契約を締結した時点でその契約金額（利息相当分を除く。）をリース資産に計上する。

2 資本的支出

(1) 1(2)については、基となる単位資産に対して行われる資産価値を高める支出であり、資産の数量増減を伴わないが資本的支出として資産計上する。

(2) 資本的支出に係る当初設計書の金額が、調査業務や設計業務においては100万円未満、工事においては250万円未満の場合は、資産計上しないことも可とする。なお、ソフトウェアについては設計や製造等に係る当初設計書の金額が100万円未満の場合は、資産計上しないことも可とする。

3 本資産を取得するまでの取扱い

本資産を取得するまでの間、その取得に要した支出は付随費用を含め仮勘定として計上し、本資産を取得した時点で仮勘定の精算を行い、本資産への振替えを行う。

4 費用計上すべき支出

単位資産の取得（交換等による取替を含む。）以外の以下の支出等については、資本的支出に係るもの を除き、行政コスト計算書に費用として計上する。

(1) 単位資産が複数の部品等から構成される資産に対して、一部の部品等の取替（部分的取替）等に要した支出

(2) 清掃、保守、草刈り、浚渫等の日常の維持管理に要した支出

(3) 既存施設の撤去解体に要した支出

第6 減価償却

1 減価償却の対象資産

土地、立竹木、仮勘定、用益物権（地上権、地役権、鉱業権、温泉権等）、著作権及びその他債権等（信託受益権）以外の資産については、償却資産として減価償却を行う。

2 耐用年数

- (1) 新規に償却資産を取得した場合（リース資産におけるリース期間開始の場合を含む。）
別紙1に定める耐用年数を適用する。
- (2) 資本的支出を行った場合
基となる単位資産と同じ耐用年数を適用する。この場合、償却資産を新たに取得したものとして減価償却を行う。
- (3) 中古資産を取得した場合
次の区分に応じ、それぞれ定める年数（その年数が2年未満の場合は2年とする。）のとおりとする。
 ア 別紙1の耐用年数の全部を経過したもの（経過したと想定されるもの）
 別紙1の耐用年数×20%（小数点以下切り捨て）
 イ 別紙1の耐用年数の一部を経過したもの
 (別紙1の耐用年数－経過年数) + 経過年数×20%（小数点以下切り捨て）
- 3 減価償却費の計算
定額法とする。なお、その計算は月単位とし、毎月末にて行うものとする。
- 4 減価償却の開始時期
資産を取得した当月から減価償却を開始する。
リース資産においてはリース期間の開始月から減価償却を開始する。
- 5 耐用年数を経過した場合の残存価額
有形固定資産については備忘価額として1円を計上し、無形固定資産については0円とする。

第7 資産の異動

貸借対照表の資産額（取得価額及び減価償却累計額（立竹木にあっては評価額）をいう。）が増減する場合は、異動として取り扱うこととし、会計上の異動区分は以下のとおりとする。

1 異動区分

異動区分	説明
(1) 購入	購入による資産の増
(2) 受贈	寄付等による資産の増
(3) リース資産受入	リース取引による資産の増
(4) 除却	取壊し、撤去、権利の消滅等による資産の減
(5) 売却	売却及び減額譲渡による資産の減
(6) 譲与	無償譲渡による資産の減
(7) 交換	交換による資産の増・減
(8) 勘定科目変更	勘定科目（資産区分）の変更（仮勘定精算を除く）
(9) 管理事業等変更	会計、部局及び管理事業の変更
(10) 仮勘定精算	仮勘定から本資産への振替え
(11) 仮勘定整理	契約単位における仮勘定の確定（契約完了前に仕訳を行い費用となる額を仮勘定から減じる行為）
(12) 減価償却	減価償却費（減価償却累計額）の増
(13) 立竹木評価差額	立竹木の評価による資産の増・減
(14) 過年度損益修正	過年度における資産の増・減（当年度認識）

- 2 異動における仕訳
別紙2のとおりとする。
- 3 資産を喪失した場合の取扱い
取壊し、売却、譲与等により資産を喪失した場合は、資産額（取得価額及び減価償却累計額（立竹木にあたっては評価額）をいう。）を以下のとおり取り扱う。
 - (1) 単位資産を喪失した場合は、資産額を減じる。
 - (2) 単位資産が複数の部品等から構成される資産に対して、部分的取替等により一部の部品等を撤去等した場合は、資産額は減じない。ただし、当該部分的取替等が単位資産の全部の撤去に相当するものと認められる場合は、(1)に準じて資産額を減じる。

第8 資産を管理するシステム

資産を管理するシステムは以下のとおりとする。

システム名	対象資産	システム所管課
公有財産管理システム	建設局及び都市整備局土木系資産を除く事業用資産・インフラ資産の有形・無形固定資産、その他債権等（信託受益権）	総務局財務部財産管理課
建設資産管理システム	建設局及び都市整備局土木系資産の有形・無形固定資産	建設局土木部建設企画課
建設行政情報システム	上記建設局及び都市整備局土木系資産のうち、仮勘定	

備考 建設局及び都市整備局土木系資産とは、道路施設、河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設（建設・運輸・漁港海岸）、下水道施設（公営企業会計に係るもの）及び都市公園施設をいい、各施設の敷地を含む。

資産の管理単位と耐用年数

【構成】

- 1 有形固定資産 土地
- 2 有形固定資産（事業用資産（建設局及び都市整備局土木系資産を除く））
 - 2-1 建物
 - 2-2 建物附属設備
 - 2-3 工作物
 - 2-4 立竹木
 - 2-5 船舶
 - 2-6 浮標等
 - 2-7 航空機
- 3 有形固定資産（インフラ資産と建設局及び都市整備局土木系資産における事業用資産）
 - 3-1 空港施設
 - 3-2 土地改良施設（頭首工施設）
 - 3-3 道路施設
 - 3-4 河川施設
 - 3-5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設
 - 3-6 港湾施設
 - 3-7 漁港施設
 - 3-8 海岸保全施設
 - 3-9 下水道施設（公営企業会計に係るもの）
 - 3-10 都市公園施設（事業用資産）
 - 3-11 道路交通法上の工作物
- 4 無形固定資産
- 5 その他債権等（信託受益権）

1 【土地】

資産の管理単位	細目	数量単位	耐用年数
土 地	—	m ²	—

2-1 【建物】

資産の管理単位	例示	数量単位	構造種別ごとの耐用年数					
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨コンクリート造	コンクリートブロック造 鉄骨コンクリートブロック造	土蔵造	軽量鉄骨造	木造
			鉄筋コンクリート造	鉄骨造	れんが造 石造			
事務所建	庁舎、警察署、公番、試験場などの管理棟	m ²	50	38	41	22	30	24
試験場建	各種試験場、研究所、測定所	m ²						
校舎建	教室棟、学校の管理棟	m ²	47	34	38	20	27	22
病院建	病院	m ²	39	29	36	15	24	17
講堂建	体育館、講堂	m ²	47	34	38	20	27	22
公舎建	職員宿舎、待機宿舎	m ²						
公営住宅建	県営住宅	m ²						
競技場	武道場、弓道場	m ²						
野球場	野球場スタンド、野球場本部席	m ²						
競馬場	競馬場	m ²						
競輪場	競輪場	m ²						
工場建	実習場	m ²	38	31	34	14	24	15
車庫建	車庫	m ²					25	17
倉庫建	倉庫、物置、体育器具庫	m ²					24	15
温室	温室	m ²					24	15
酪農舎	牛舎、鶏舎	m ²					25	17
雑屋建	あずまや、プール附属棟、ボイラー室、ポンプ室、屋外便所、自転車置場、渡り廊下	m ²					24	15

2-2 【建物附属設備】

資産の管理単位	対象設備	数量単位	耐用年数
照明装置	電灯設備	式	20
通信装置	LAN設備、テレビ共同受信設備、放送設備、インターホン設備、トイレ呼出設備等	式	20
電信装置	電話設備、電話配管配線設備等	式	20
給水施設	給水設備、雑用水設備、貯槽	式	25
排水施設	排水設備、排水通気設備	式	30
浄化装置	浄化槽	式	30
冷暖房装置	空調設備、換気設備、配管設備、ダクト設備、自動制御設備等	式	20
昇降機	エレベーター及びエスカレーター	基	30
消火装置	消火設備、火災報知設備等	式	20
雜工作物	その他電気設備:幹線設備、動力設備、コンセント設備、時計設備、防犯設備、受変電設備、発電設備、構内配電線路等	式	30
	その他給排水設備:給湯設備、衛生器具設備、ガス設備、雨水利用散水設備等	式	20
	上記のもの以外のもの及び上記の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	18 10

2-3 【工作物】

資産の管理単位	構造種別	数量単位	耐用年数
門	金属造、木造	個	10
	鉄筋コンクリート造		30
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの・れんが造のもの		40
	石造のもの		50
囲障	合成樹脂造・金属造・木造・生垣	m	10
	メッシュフェンス・コンクリート造・コンクリートブロック造		15
	鉄筋コンクリート造		30
給水施設		式	25
排水施設		式	30
築庭	その他の緑化施設及び庭園	個	20
池井	金属造・木造のもの	個	10
	その他の緑化施設及び庭園		20
	用水池		40
	石造		50
舗床	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	m ²	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの		10
照明装置		式	20
冷暖房装置		式	20
浄化装置		式	30
消火装置		式	20
通信装置		式	20
煙突	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	基	35
貯槽		個	25
橋梁	金属造のもの	基	45
	鉄筋コンクリート造りのもの		60
	その他のもの		15
土留	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの・れんが造のもの	式	40
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		60
射場	主として木造のもの	式	15
	その他のもの		30
岸壁	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの・石造のもの	m	50
	コンクリート造又はコンクリートブロック造		30
トンネル	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	m	75
	鉄筋コンクリート造のもの		60
	木造のもの		10
	その他のもの		30

2-3 【工作物】

資産の管理単位	構造種別	数量単位	耐用年数
軌道	軌条及びその付属品	m	20
	その他のもの		40
電信装置		式	20
無電塔	金属造のもの	基	45
鉄塔・やぐら	放送用又は無線通信用のもの(円筒空中線式のもの)	基	30
	金属造のもの		45
灯台	鉄筋コンクリート造	基	50
	木造		15
起重機		基	45
昇降機		基	30
かま及びろ	れんが造のもの(その他のもの)	個	25
	その他のもの		10
電柱	鉄柱	本	50
	鉄筋コンクリート柱		42
	木柱		15
諸標	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	本	50
	金属造のもの		20
	その他のもの		10
雑工作物	合成樹脂造のもの	個	10
	木造のもの		15
	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもので、他の区分に属さないもの		30
	学校用のネット設備		15
	土造のもの・コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの・れんが造のもの		40
	金属造のもの		45
	石造のもの・その他のもの		50
	その他電気設備・幹線設備、動力設備、コンセント設備、時計設備、防犯設備、受変電設備、発電設備、構内配電線路等	式	30
	その他給排水設備:給湯設備、衛生器具設備、ガス設備、雨水利用散水設備等		20

2-4 【立竹木】

資産の管理単位	細目	数量単位	耐用年数
立竹木	—	m ³	—

2-5 【船舶】

資産の管理単位	構造種別			数量単位	耐用年数	
汽 船	鋼船	漁 船	総トン数が五百トン以上のもの	隻	12	
			総トン数が五百トン未満のもの		9	
		その他のもの	その他のもの		14	
	木船	漁 船			6	
		その他のもの			10	
	軽合金船				9	
	強化プラスチック船				7	

2-6 【浮標等】

資産の管理単位	構造種別	数量単位	耐用年数
浮標	金属造のもの	個	20
	木造のもの		15
浮桟橋	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの・石造のもの	個	50
	金属造りのもの		20
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの		30
	木造のもの		10
浮ドック	金属造のもの	個	20
	木造のもの		15

2-7 【航空機】

資産の管理単位	構造種別	数量単位	耐用年数
飛行機	主として金属製のもの	機	
	最大離陸重量が百三十トンを超えるもの		10
	最大離陸重量が百三十トン以下のもので五・七トンを超えるもの		8
	最大離陸重量が五・七トン以下のもの		5
	その他のもの		5
回転翼航空機	ヘリコプター、ジャイロプレイン等		5
滑空機その他	飛行船等他の種目に属しないもの		5

3-1 【空港施設】

3-2 【土地改良施設(頭首工施設)】

3-3 【道路施設】

所管課			建設局道路維持課										
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数								合成樹脂造	木造
項目1	項目2			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造	鋳鉄製	鋼鉄製
橋りょう			橋		60							45	
トンネル	本体		箇所								75		
	設備		箇所								15		
地下道	本体		箇所								75		
	設備		箇所								15		
横断歩道橋			基		60							45	
地下横断施設	本体		箇所								75		
	設備		箇所								15		
道路本体構造物			m ²								48		
舗装	As		m ²								15		
	Co		m ²								30		
電線共同溝	管路		m								50		
	特殊部		基								50		
道路情報提供装置			基								15		
駐車場	県営駐車場		箇所								75		
	道の駅		箇所								15		
	設備		箇所								15		
新交通	橋梁(上部構造)		橋		60							45	
	橋梁(下部構造)		基・脚		60							45	
	トンネル		箇所								75		
	駅舎(本体)	建物	箇所	39	39								
	電気設備		箇所								15		
	昇降設備(エスカレーター)		基								15		
	昇降設備(エレベーター)		基								17		

3-4 【河川施設】

所管課			建設局河川課									
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数								
項目1	項目2			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造	
				鉄製	鋼製						合成樹脂製	木造
河川本体構造物	堤防・護岸(護床、落差、魚道、転落防止柵、管理用通路など附帯施設含む)	工作物	m (片岸)						49			
附帯構造物	堰(土木施設)		基						49			
	堰(電気・機械施設)		式						17			
	水門・樋門(土木施設)		基						25			
	水門・樋門(電気・機械施設)		式						17			
	陸閘		基						25			
排水機場	排水機場(土木施設)	工作物	基						49			
	排水機場(電気・機械施設)		式						17			
ダム施設	ダム施設(転落防止柵、タラップ、管理用通路など附帯施設含む)		式						49			
	ダム施設(電気・機械施設)		式						17			
河川浄化施設	河川浄化施設(土木施設)		式						49			
	河川浄化施設(電気・機械施設)		式						17			
遊水地	遊水地本体施設(転落防止柵、上面施設など附帯施設含む)	工作物	式						49			
	遊水地(電気・機械施設)		式						17			
調節池	調節池(土木施設)		式						50			
	調節池(電気・機械施設)		式						17			
地下河川	地下河川(土木施設)		m						50			
	地下河川(電気・機械施設)		式						17			
水防テレメータシステム			式						5			

3-5 【砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設】

所管課			建設局砂防課										
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数								合成樹脂造	木造
項目1	項目2			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		
砂防施設	砂防えん堤	工作物	基								50		
	谷止工		基								50		
	床固工		基								50		
	渓流保全工		m								50		
	護岸工		m								50		
	地すべり防止施設		区域								50		
	急傾斜地崩壊防止施設		区域								50		
	砂防システム		式								5		

3-6 【港湾施設】

所管課			建設局港湾課												
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数								合成樹脂造	木造		
項目1	項目2			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造				
水域施設	航路			算定対象外											
	泊地			算定対象外											
外郭施設	防波堤	工作物	m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	防砂堤		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	防潮堤		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	導流堤		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	護岸		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	堤防		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	突堤		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	胸壁		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	水門		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	閘門		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
係留施設	岸壁	工作物	基(港湾台帳の1施設毎)							25					
	物揚場		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	さん橋		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	けい船護岸		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	船揚場		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
	浮桟橋 (鉄板の肉厚10mm以上)		m(港湾台帳の1施設毎)							20	20				
	浮桟橋(その他)		m(港湾台帳の1施設毎)							15	15	10			
	係船浮標		浮標等(事業用資産)	基(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30				25	25	10		
臨港交通施設	臨港道路	工作物	m(港湾台帳の1施設毎)	48											
	橋梁		m(港湾台帳の1施設毎)	60	60					45	45		15		
	駐車場(コンクリート)		m(港湾台帳の1施設毎)	15											
	駐車場(アスファルト)		m(港湾台帳の1施設毎)	10											
航行補助施設	航路標識(灯台)	工作物	基(港湾台帳の1施設毎)	50	50					40	40		15		
	航路標識(立標)		基(港湾台帳の1施設毎)	60	60	50	50		50		15	15	10		
	航路標識(浮標)		浮標等(事業用資産)	基(港湾台帳の1施設毎)		50	50				15	15	10		
	照明施設		基(港湾台帳の1施設毎)	15											
荷捌き施設・保管施設	倉庫・上屋	工作物	棟(港湾台帳の1施設毎)	31	31		30	30	30		骨格材4mm超 26 3~4mm 24 3mm以下 17	15	14		
	荷捌・野積(コンクリート)		m(港湾台帳の1施設毎)	15											
	荷捌・野積(アスファルト)		m(港湾台帳の1施設毎)	10											
	荷捌・野積(砂利・未舗装)		m(港湾台帳の1施設毎)	算定対象外											
	荷役機械		m(港湾台帳の1施設毎)	17											
	水面貯木場		m(港湾台帳の1施設毎)	算定対象外											
船舶役務用施設	給水施設	工作物	基(港湾台帳の1施設毎)	15											
	船舶保管・修理施設 (平地・コンクリート)		m(港湾台帳の1施設毎)	15											
	船舶保管・修理施設 (平地・アスファルト)		m(港湾台帳の1施設毎)	10											
	船舶保管・修理施設 (平地・砂利未舗装)		m(港湾台帳の1施設毎)	算定対象外											
	船舶保管・修理施設 (事務所)		棟(港湾台帳の1施設毎)	50	50		41	41	41				22		
	船舶保管・修理施設 (工場)		棟(港湾台帳の1施設毎)	38	38		34	34	34		骨格材4mm超 31 3~4mm 24 3mm以下 17	15	14		
	船舶保管・修理施設 (艇庫)		棟(港湾台帳の1施設毎)	38	38		34	34	34			15	14		
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸		m(港湾台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25				
港湾環境整備施設	緑地		m(港湾台帳の1施設毎)	20											
	植栽		m(港湾台帳の1施設毎)	20											
	野球場		一式(港湾台帳の1施設毎)	30											
	便所		棟(港湾台帳の1施設毎)	38	38		34	34	34			15	14		

3-6 【港湾施設】

所管課			建設局港湾課										
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数									
				鉄骨鉄 筋コンクリート造	鉄筋コ ンクリート造	無筋コ ンクリート造	コンク リートブ ロック造	れんが 造	石造	土造	金属造		合成樹 脂造
項目1	項目2										鋳鉄製	鋼鉄製	
港湾厚生施設 ・管理施設	事務所	建物	棟(港湾台帳 の1施設毎)	50	50		41	41	41				22
	雑屋		棟(港湾台帳 の1施設毎)	50	50		41	41	41				22
	計器・システム類	建物附属設備	一式(港湾台帳 の1施設毎)							8			
港湾管理用 移動施設	船舶(鋼)	船舶 (事業用資産)	隻(港湾台帳 の1施設毎)							12			
	船舶(アルミ等軽合金)		隻(港湾台帳 の1施設毎)							9			
	船舶(FRP)		隻(港湾台帳 の1施設毎)							7			

3-7 【漁港施設】

所管課		建設局港湾課												
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数										
項目1	項目2			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造	合成樹脂造	木造	
水域施設	航路			算定対象外										
	泊地			算定対象外										
外郭施設	防波堤		工作物	m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	防砂堤			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	防潮堤			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	導流堤			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	護岸			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	堤防			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	突堤			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	胸壁			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	水門			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	閘門			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
				基(漁港台帳の1施設毎)							25			
				基(漁港台帳の1施設毎)							25			
係留施設	岸壁		工作物	m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	物揚場			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	さん橋			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	けい船護岸			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	船揚場			m(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25		
	浮桟橋 (鉄板の肉厚10mm以上)			m(漁港台帳の1施設毎)							20	20		
	浮桟橋(その他)			m(漁港台帳の1施設毎)							15	15	10	
	係船浮標			浮標等(事業用資産)	基(漁港台帳の1施設毎)	50	30	30				25	25	10
											48			
臨港交通施設	臨港道路		工作物	m(漁港台帳の1施設毎)										
	橋梁			m(漁港台帳の1施設毎)	60	60					45	45		15
	駐車場(コンクリート)			m(漁港台帳の1施設毎)							15			
	駐車場(アスファルト)			m(漁港台帳の1施設毎)							10			
荷捌地・野積場・加工場等	コンクリート敷		工作物	m(漁港台帳の1施設毎)							15			
	アスファルト敷			m(漁港台帳の1施設毎)							10			
	砂利敷・未舗装			m(漁港台帳の1施設毎)								算定対象外		
雜工作物	航路標識(灯台)		工作物	基(漁港台帳の1施設毎)	50	50					40	40		15
	航路標識(立標)			基(漁港台帳の1施設毎)	60	60	50	50		50		15	15	10
	航路標識(浮標)			浮標等(事業用資産)	基(漁港台帳の1施設毎)			50	50			15	15	10
漁港環境整備施設	照明施設		工作物	基(漁港台帳の1施設毎)							15			
	緑地			m(漁港台帳の1施設毎)							20			
	植栽			m(漁港台帳の1施設毎)							20			
漁港厚生施設・管理施設	事務所		建物	棟(漁港台帳の1施設毎)	50	50		41	41	41				22
	雑屋			棟(漁港台帳の1施設毎)	50	50		41	41	41				22
	計器・システム類			一式(漁港台帳の1施設毎)							8			

3-8 【海岸保全施設】

所管課			農林基盤局農地部農地計画課、建設局河川課、建設局港湾課										
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数								合成樹脂造	
				鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		
項目1	項目2	海岸保全施設 (※)	工作物	m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
防潮堤				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
堤防				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
胸壁				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
防砂堤				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
導流堤				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
離岸堤				m、基(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50				
潜堤				m、基(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50				
護岸				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
突堤				m(海岸台帳の1施設毎)	50	30	30		50		25	25	
水門				基(海岸台帳の1施設毎)					25				
樋門				基(海岸台帳の1施設毎)					25				
陸閘				基(海岸台帳の1施設毎)					25				
防災情報システム	建物(事務所)	建物	建物附属設備	棟(海岸台帳の1施設毎)	50	50							
	システム設備			一式(海岸台帳の1施設毎)					8				
	電気設備			一式(海岸台帳の1施設毎)					13				
	冷暖房設備			一式(海岸台帳の1施設毎)					15				
	給排水施設			一式(海岸台帳の1施設毎)					15				

※ 農林基盤局農地部農地計画課所管の海岸保全施設においては、項目1を「雑工作物」とし、単位は「個」とする。

3-9 【下水道施設(公営企業会計に係るものを除く。)】

3-10 【都市公園施設(事業用資産)】

所管課			都市整備局都市基盤部公園緑地課											
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数										
				鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
項目1	項目2			m ²							鋳鉄製	鋼鉄製		
園路広場	園路(コンクリート、レンガ、石)	工作物	m ²								15			
	園路(アスファルト等)										10			
	園路(橋)			60		40		50	40		45		10	15
	広場										20			
修景施設	庭園等										20			
休養施設	休養施設建物	建物	m ²	47		38					19		22	
	ベンチ等(木製以外)										15			
	ベンチ等(木製)										7			
遊戯施設	遊具(金属製)										15			
	遊具(木製)										7			
	遊具(金属製及び木製以外)										10			
運動施設	野球場										30			
	陸上競技場										30			
	テニス										30			
	水泳プール										30			
	スケート場										30			
	ゴルフ場										30			
	ゲートボール										30			
	弓場										30			
	球技場										30			
	運動施設建物			47		38					19		22	
教養施設	運動器具倉庫	建物	m ²	38		34					17		15	
	スタンド(鉄骨鉄筋・鉄筋)										45			
	スタンド(鉄骨造)										30			
便益施設	スタンド(木造)										10			
	植物園等(建物除く)	工作物	m ²								20			
	野鳥観察所等(木製)										7			
	教養施設建物			41		38					19		20	
	便所			50		41					22		24	
管理施設	売店・飲食店等	建物	m ²	50		41					22		24	
	時計台										18			
	駐車場(コンクリート、レンガ、石)										15			
	駐車場(アスファルト等)										10			
管理施設	立体駐車場	工作物	m ²	60		40		50	40		45		10	15
	管理事務所・詰所			50		41					22		24	
	倉庫・車庫・自転車置場			38		34					17		15	
	ガス設備	建物附属設備	箇所								15			
	水質浄化施設										15			
	貯水施設										15			
	循環設備										15			
	エレベーター										17			
	柵・フェンス	工作物	m								18			
	側溝・暗渠等										30			
	給水管										30			
	擁壁										60			
	護岸										60			
	門										18			
	標識										18			
	受変電・弱電設備										15			
	照明施設										15			
	ケーブル										27			
	その他電気設備										15			

3-10 【都市公園施設(事業用資産)】

所管課			都市整備局都市基盤部公園緑地課											
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数										
				鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	無筋コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造
項目1	項目2										鋳鉄製	鋼鉄製		
その他の施設	展望台		箇所	50		41					22		24	
	備蓄倉庫		箇所	38		34					17		15	
	発電施設		箇所								42			
	耐震性貯水槽		箇所	50	30						25	15		

3-11 【道路交通法上の工作物】

所管課			警察本部施設課										
資産の管理単位		資産区分	単位	構造種別ごとの耐用年数								合成樹脂造	木造
項目1	項目2			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		
雜工作物	交通信号機 プログラム多段式(交差点用)	工作物	個								19		
	交通信号機 押しボタン式(横断歩道用)										19		
	交通信号機 一灯点滅式										19		
	交通信号機 その他(踏切用、トンネル用)										19		
	道路標識 大型										15		
	道路標識 路側式										10		
	交通管制機器 中央装置										15		
	交通管制機器 端末装置(車両感知器)										19		
	交通管制機器 端末装置(交通情報提供装置)										19		
	交通管制機器 端末装置(交通流監視カメラ等)										19		
	パーキングメーター										10		

4 【無形固定資産】

資産の管理単位	細目	数量単位	耐用年数
特許権		件	8
商標権			10
実用新案権			5
意匠権			7
育成者権	種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第二項に規定する品種		10
	その他		8
ソフトウェア			5
地上権		m ²	—
地役権		m ²	—
鉱業権		m ²	—
温泉権		m ²	—
永小作権		m ²	—
漁業権		m ²	—
入漁権		m ²	—
租鉱権		m ²	—
採石権		m ²	—
入会権		m ²	—
著作権		件	—

5 【その他債権等】

資産の管理単位	細目	数量単位	耐用年数
信託受益権	—	件	—

資産の異動による複式仕訳

別紙2

異動事由	借方	貸方	仕訳する金額
(1) 購入	B S 本資産取得価額	B S 現金	取得価額
(2) 受贈	B S 本資産取得価額	P L 固定資産受贈益	取得価額
(3) リース資産受入	B S リース資産	B S リース債務	取得価額
(4) 除却	B S 減価償却累計額 P L 固定資産除却損	B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
(5) 売却	売却額>帳簿価額	B S 減価償却累計額 B S 現金 B S 現金	減価償却累計額 帳簿価額 売却額-帳簿価額
		B S 減価償却累計額 B S 現金	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 減価償却累計額 B S 現金 B S 現金	減価償却累計額 帳簿価額-売却額
	売却額=帳簿価額	B S 減価償却累計額 B S 現金	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 減価償却累計額 B S 現金	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 減価償却累計額 B S 現金 P L 固定資産売却損	減価償却累計額 売却額 帳簿価額-売却額
(6) 譲与	譲与	B S 減価償却累計額 P L 固定資産譲与損	減価償却累計額 帳簿価額
(7) 交換 * 土地を対象 * 等価交換を想定	評価額>帳簿価額	B S 土地取得価額 B S 土地取得価額	帳簿価額 評価額-帳簿価額
		B S 土地取得価額 B S 土地取得価額	帳簿価額
	評価額=帳簿価額	B S 土地取得価額 B S 土地取得価額	評価額 帳簿価額-評価額
		B S 土地取得価額 B S 土地取得価額	帳簿価額-評価額
(8) 勘定科目変更	変更前勘定科目	B S 減価償却累計額 B S 内部取引	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
	変更後勘定科目	B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 本資産取得価額 B S 内部取引	帳簿価額-評価額
(9) 管理事業等変更	資産の減	B S 減価償却累計額 B S 内部取引	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
	資産の増	B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 本資産取得価額 B S 内部取引	帳簿価額-評価額
(10) 仮勘定精算	B S 本資産取得価額	B S 仮勘定	仮勘定精算額
(11) 仮勘定整理	P L 費用勘定科目	B S 仮勘定	費用となる額
(12) 減価償却	P L 減価償却費	B S 減価償却累計額	減価償却費
(13) 立竹木評価差額	評価額>帳簿価額	B S 立竹木評価額	評価額-帳簿価額
	評価額<帳簿価額	B S 立竹木評価差額金	帳簿価額-評価額
(14) 過年度損益修正	資産の減	B S 減価償却累計額 P L 過年度損益修正損	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
	資産の増	B S 本資産取得価額 B S 本資産取得価額	減価償却累計額 帳簿価額
		B S 本資産取得価額 P L 過年度損益修正益	帳簿価額

備考

- 1 B Sは貸借対照表、P Lは行政コスト計算書を示す。
- 2 本資産は仮勘定以外の対象勘定科目となる。(土地、建物、工作物等)
- 3 帳簿価額とは、取得価額から減価償却累計額を差し引いた額。
- 4 交換における帳簿価額と評価額の差は、固定資産売却益・固定資産売却損とする。
- 5 仮勘定整理とは、契約単位に発生する全ての支出(前払金、部分払金等)を一旦仮勘定として扱い、契約完了前に仕訳を行い費用となる額を仮勘定から減じる行為。